

鳥取県統計調査条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第54号

鳥取県統計調査条例施行規則等の一部を改正する規則

(鳥取県統計調査条例施行規則の一部改正)

第1条 鳥取県統計調査条例施行規則(平成12年鳥取県規則第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動後条」という。)が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条(以下この条において「削除条」という。)を削り、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条(以下この条において「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条及び様式の表示並びに削除条を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条及び様式の表示並びに追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式(以下この条において「移動様式」という。)に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式(以下この条において「移動後様式」という。)が存在する場合には、当該移動様式を当該移動後様式とし、移動様式に対応する移動後様式が存在しない場合には、当該移動様式を削り、移動後様式に対応する移動様式が存在しない場合には、当該移動後様式を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前
目次 第1章 総則 略 <u>第2章 県統計調査の実施等(第3条 第5条)</u> <u>第3章 人口移動調査(第6条 第11条)</u> 第4章 鉱工業生産動態調査(第12条 第19条) 第5章 企業経営者見通し調査(第20条 第26条) <u>第6章 調査票情報の利用及び提供(第27条 第33条)</u> 第7章 雑則(第34条) 附則 第1章 総則	目次 第1章 総則 略 <u>第2章 人口移動調査(第3条 第8条)</u> <u>第3章 削除</u> 第4章 鉱工業生産動態調査(第16条 第23条) 第5章 企業経営者見通し調査(第24条 第30条) 第6章 雑則(第31条) 附則 第1章 総則 (定義) <u>第2条 この規則において「人口移動調査」とは、県</u>

民の出生、死亡及び移転の状況を把握し、市町村ごとの人口及び世帯数を推計するとともに、県の施策の立案に係る基礎資料を得ることを目的とした統計調査をいう。

2 この規則において「鉱工業生産動態調査」とは、鉱工業生産の動態を把握し、県の産業施策その他の施策の立案に係る基礎資料を得ることを目的とした統計調査をいう。

3 この規則において「企業経営者見通し調査」とは、事業主の景気及び企業経営に対する判断及びその見通しを把握し、県の産業施策その他の施策の立案に係る基礎資料を得ることを目的とした統計調査をいう。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 電磁的方法 電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいう。

(2) 電子申請等システム 電子計算機を利用して、電磁的方法により文書の収受、起案、決裁、保存、廃棄等の事務の処理及び文書に係る情報の総合的な管理等を行う情報処理システム（電子計算機及びプログラムの集合体であって、情報処理の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。）で、総務部政策法務室が所管するものをいう。

(3) 起案文書 職員が職務上取得し、又は作成する電磁的記録であって、電子申請等システムを利用して、電磁的方法により起案されるものをいう。

2 前項に定めるもののほか、この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

第2章 県統計調査の実施等

(県統計調査の実施)

第3条 条例に基づいて知事等が行う県統計調査は、定期に又は継続的に実施するものは次の表のとおりとし、それ以外のものは知事等が告示で定める。

名称	目的
鉱工業生産動態調査	鉱工業生産の動態を把握し、県の産業施策その他の施策の立案

	に係る基礎資料を得ること。
製造業流通調査	鳥取県産業連関表基準年1年間の県内と県外との商品流通状況を明らかにし、鳥取県産業連関表の基礎資料を得ること。
人口移動調査	県民の出生、死亡及び移転の状況を把握し、市町村ごとの人口及び世帯数を推計するとともに、県の施策の立案に係る基礎資料を得ること。
企業経営者見通し調査	事業主の景気及び企業経営に対する判断及びその見通しを把握し、県の産業施策その他の施策の立案に係る基礎資料を得ること。
青少年育成意識調査	青少年及び成人の意識並びに行動を調査することにより、その実態を的確に把握し、過去に実施した調査結果との時間的変容を解明し、もって青少年施策の基礎資料を得ること。
山間集落实態調査	過疎化、高齢化の進展が著しい山間地域における住民の日常生活の状況を、県及び当該市町村が把握すること。
県民健康栄養調査	県民の食生活の実態、健康状態等を把握し、もって生活習慣病の予防等のために必要な基礎資料を得ること。
県民歯科疾患実態調査	県民の歯科保健の状態を把握し、歯科保健対策の推進に必要な基礎資料を得ること。
産業廃棄物実態調査	県内における産業廃棄物の発生及び処理状況等の実態を把握し、産業廃棄物の適正な処理等の推進に必要な基礎資料を得ること。
住宅需要実態調査の拡大調査	住宅及び住環境に対する評価、住宅建設又は住替えの実態等を把握し、住宅政策の推進に必要な基礎資料を得ること。

2 知事等は、前項の県統計調査を行おうとするときは、次章から第5章においてその実施細目を定めるものを除き、あらかじめ次に掲げる事項を告示しなければならない。これを変更し、又は中止しようと

するときも同様とする。

- (1) 調査対象の範囲
- (2) 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
- (3) 報告を求める者
- (4) 報告を求めるために用いる方法
- (5) 報告を求める期間
- (6) 調査票情報の保存期間
- (7) 結果の公表方法

3 知事等は、県統計調査を行う場合には、次の各号のいずれかの方法により実施するものとする。この場合において、報告を求めるために必要なときは、質問することにより行う方法を併用するものとする。

- (1) 調査票を調査対象者（前項第3号に掲げる者をいう。以下同じ。）に配布し、及び収集する方法
- (2) 調査票を調査対象者に郵便、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便又は特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第1号に規定する電子メール（以下「郵便等」という。）により送付し、又は送信し、及びこれを回収し、又は受信する方法
- (3) 知事等が調査票に記入する方法
- (4) 学校、公民館、医療機関などを經由して調査票を配布し、及び収集する方法など知事等が適当と認める方法

4 知事等は、第1項の表に掲げる県統計調査のうち次の各号に掲げるものを行う場合には、それぞれ当該各号に掲げる方法により実施するものとする。この場合において、報告を求めるために必要なときは、質問することにより行う方法を併用するものとする。

- (1) 県民健康栄養調査及び住宅需要実態調査の拡大調査 前項第1号に掲げる方法
- (2) 製造業流通調査及び産業廃棄物実態調査 前項第2号に掲げる方法
- (3) 山間集落实態調査及び県民歯科疾患実態調査 前項第1号及び第4号に掲げる方法
- (4) 青少年育成意識調査 前項第2号及び第4号に掲げる方法

5 知事等は、県統計調査を行おうとするときは、そ

の内容をインターネットの利用その他適切な方法により県民に周知するものとする。

(県統計調査に従事する職員の身分証明書)

第4条 条例第3条第2項の知事等の発行する職務に関する身分を示す証明書は、様式第1号によるものとする。

(立入検査をする職員の身分証明書)

第5条 条例第6条第2項の知事等の発行する職務に関する身分を示す証明書は、様式第2号によるものとする。

第3章 人口移動調査

(調査の期日)

第6条 略

(調査の対象)

第7条 略

(調査事項)

第8条 略

(調査の方法)

第9条 知事は、前条の調査事項に係る調査結果を知事が別に定める調査票に記入するものとする。

(結果の公表)

第10条 知事は、前条の調査票に基づき市町村ごとの人口及び世帯数を推計し、毎月及び毎年、速やかに公表するものとする。

(委任)

第11条 第3条第1項及び第5条から前条までに定めるもののほか、人口移動調査の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

第2章 人口移動調査

(調査の期日)

第3条 略

(調査の対象)

第4条 略

(調査事項)

第5条 略

(調査の方法)

第6条 人口移動調査は、知事が、市町村ごとに、調査結果を調査票に記入する方法で行う。

(結果の公表)

第7条 知事(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第13条第2項に規定する企画部長又は鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)第6条の規定により設置された統計課の長。以下同じ。)は、前条の調査票に基づき市町村ごとの人口及び世帯数を推計し、毎月及び毎年、速やかに公表するものとする。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、人口移動調査に関し必要な事項は、知事が別に定める。

第4章 鉱工業生産動態調査

(調査の期日)

第12条 略

(調査の対象)

第13条 鉱工業生産動態調査は、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準として定められた日本標準産業分類（以下「日本標準産業分類」という。）に掲げる大分類項目C 鉱業、採石業、砂利採取業又は大分類項目E 製造業に属する事業所のうち知事が指定するもの（以下この章において「調査事業所」という。）について行う。

(調査事項)

第14条 略

(調査員)

第15条 知事は、鉱工業生産動態調査の事務に従事させるため、条例第5条の規定に基づき、鳥取県鉱工業生産動態調査員（以下この章において「調査員」という。）を置く。

2 知事は、調査員に対し、第4条に規定する様式第1号による職務に関する身分を示す証明書を交付するものとする。

3 調査員は、その事務を行うときは、前項の職務に関する身分を示す証明書を携帯し、これを提示しなければならない。

(調査の方法)

第16条 鉱工業生産動態調査は、調査員が調査票を調査事業所に配布し、及び収集するとともに、質問する方法で行う。ただし、調査の効率化等に資すると認められるときは、調査票を調査事業所に郵便等により送付し、又は送信し、これを回収し、又は受信する方法で行う。

第3章 削除

第9条から第15条まで 削除

第4章 鉱工業生産動態調査

(調査の期日)

第16条 略

(調査の対象)

第17条 鉱工業生産動態調査は、統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令（昭和26年政令第127号）第2条の規定に基づき総務大臣が公示する産業に関する分類の名称及び分類表（以下「日本標準産業分類」という。）に掲げる大分類項目C 鉱業、採石業、砂利採取業又は大分類項目E 製造業に属する事業所のうち知事が指定するもの（以下この章において「調査事業所」という。）について行う。

(調査事項)

第18条 略

(調査員)

第19条 知事は、鉱工業生産動態調査の事務に従事させるため、条例第4条の規定に基づき、鳥取県鉱工業生産動態調査員（以下「調査員」という。）を置く。

2 知事は、調査員に対し、様式第1号による鳥取県鉱工業生産動態調査員証を交付するものとする。

3 調査員は、その事務を行うときは、鳥取県鉱工業生産動態調査員証を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。

(調査の方法)

第20条 鉱工業生産動態調査は、調査員が調査票を調査事業所に配布し、回収するとともに、質問する方法で行う。ただし、調査の効率化等に資すると認められるときは、調査票を調査事業所に郵便、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便又は特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第

(申告の義務)

第17条 略

(結果の公表)

第18条 知事は、第16条の調査票を集計して、鳥取県
鋳工業指数を作成し、毎月及び毎年、速やかに公表
するものとする。

(委任)

第19条 第3条第1項、第5条及び第12条から前条ま
でに定めるもののほか、鋳工業生産動態調査の実施
に関し必要な事項は、知事が別に定める。

第5章 企業経営者見通し調査

(調査の期日)

第20条 略

(調査の対象)

第21条 略

(調査事項)

第22条 略

(調査の方法)

第23条 略

(申告の義務)

第24条 略

(結果の公表)

第25条 知事は、第23条の調査票を集計して、調査の
期日の翌月に公表するものとする。

(委任)

第26条 第3条第1項、第5条及び第20条から前条ま
でに定めるもののほか、企業経営者見通し調査の実
施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

第6章 調査票情報の利用及び提供

26号) 第2条第1号に規定する電子メール(以下
「郵便等」という。)により送付し、又は送信し、
これを回収し、又は受信する方法で行う。

(申告の義務)

第21条 略

(結果の公表)

第22条 知事は、第20条の調査票を集計して、鳥取県
鋳工業指数を作成し、毎月及び毎年、速やかに公表
するものとする。

(雑則)

第23条 この規則に定めるもののほか、鋳工業生産動
態調査に関し必要な事項は、知事が別に定める。

第5章 企業経営者見通し調査

(調査の期日)

第24条 略

(調査の対象)

第25条 略

(調査事項)

第26条 略

(調査の方法)

第27条 略

(申告の義務)

第28条 略

(結果の公表)

第29条 知事は、第27条の調査票を集計して、調査の
期日の翌月に公表するものとする。

(雑則)

第30条 この規則に定めるもののほか、企業経営者見
通し調査に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(調査実施機関における調査票情報の二次利用に係る
手続)

第27条 調査実施機関は、条例第9条第1項の規定により、その職員に、その行った県統計調査の目的以外の目的のために当該県統計調査に係る調査票情報を利用させるときは、電子申請等システムを利用して、起案文書に次に掲げる事項を電磁的方法により記録し、及び関係書類の電磁的記録を添付して、統計課長(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)第6条の規定により設置された統計課の長をいう。以下同じ。)の関連審査(法令等の適正な執行を図る目的で行う審査及び確認の手続をいう。以下同じ。)を受けなければならない。

- (1) 統計の作成等に必要となる調査票情報に係る統計調査の名称、年次その他の当該調査票情報を特定するために必要な事項
- (2) その利用の目的
- (3) その利用に係る統計の作成等の内容及び仕様

(公的機関の求めによる統計の作成等に係る手続)

第28条 条例第10条第1項の規定により知事等に統計の作成等を求めようとする者(以下この条において「申出機関」という。)は、次に掲げる事項を記載した申出書に、当該統計の作成等に係る事務処理のために必要な資料を添付して、調査実施機関に提出しなければならない。

- (1) 申出機関の名称及び所在地
- (2) 統計の作成等に必要となる調査票情報に係る統計調査の名称、年次その他の当該調査票情報を特定するために必要な事項
- (3) 申出成果物(申出により作成した統計の作成等の成果物をいう。以下この条において同じ。)
- (4) 申出に係る統計の作成等の内容及び仕様
- (5) 申出成果物の提供希望年月日、提供方法等

2 調査実施機関は、前項の規定による申出を受けた場合において、当該申出に応じることが適当と認めるときは、申出機関に対し、当該申出に応じて統計の作成等を行う旨を通知するものとする。この場合において、調査実施機関の担当職員は、電子申請等システムを利用して、統計課長の関連審査を受けなければならない。

(委託による統計の作成等を行うことができる場合)

第29条 条例第11条第1項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 学術研究の発展に資すると認められる場合であって、次に掲げる要件のすべてに該当すると認められるとき

ア 委託により作成された統計表その他の成果物(以下「委託成果物」という。)を学術研究の用に供することを直接の目的とするものであること。

イ 委託成果物を用いて行った学術研究の成果が公表されるものであること。

(2) 高等教育の発展に資すると認められる場合であって、次に掲げる要件のすべてに該当すると認められるとき

ア 委託成果物を学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学又は高等専門学校における教育の用に供することを直接の目的とするものであること。

イ 委託成果物を用いて行った教育内容が公表されるものであること。

(委託による統計の作成等に係る手続等)

第30条 条例第11条第1項の規定により知事等に統計の作成等を委託しようとする者(以下「委託申出者」という。)は、次に掲げる事項を記載した委託申出書に、当該統計の作成等に係る事務処理のために必要な資料を添付して、調査実施機関に提出しなければならない。

(1) 委託申出者(委託申出者が法人等で代表者又は管理人の定めがあるものであるときは、その代表者又は管理人)の氏名、生年月日、住所、所属、職名及び連絡先

(2) 委託申出者が法人等であるときは、当該法人等の名称及び主たる事務所の所在地

(3) 代理人によって申出をするときは、当該代理人の氏名、生年月日、住所、所属、職名及び連絡先

(4) 統計の作成等に必要となる調査票情報に係る統計調査の名称、年次その他の当該調査票情報を特定するために必要な事項

(5) 委託成果物の利用目的

(6) 委託に係る統計の作成等の内容及び仕様

(7) 委託成果物の提供希望年月日、提供方法等

(8) 前各号に掲げるもののほか、前条第1号又は

第2号に掲げる要件に該当することを確認するために必要な事項

2 委託申出者は、前項の申出書を提出するときは、調査実施機関の担当職員に対し、次に掲げる書類を提示し、又は提出するものとする。

(1) 委託申出書及びこれに添付すべき資料（以下「委託申出書等」という。）に記載されている委託申出者（委託申出者が法人等で代表者又は管理人の定めがあるときは、その代表者又は管理人）及び委託申出者の代理人の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カードで申出の日において有効なものその他これらの者が本人であることを確認するに足りる書類

(2) 委託申出者が法人等であるときは、委託申出書等に記載されている当該法人等の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者又は管理人の氏名と同一の名称及び主たる事務所の所在地並びに氏名が記載されている登記事項証明書又は印鑑登録証明書で申出日前6月以内に作成されたものその他その者が本人であることを確認するに足りる書類

(3) 代理人によって申出をするときは、委任状その他代理権を証明する書面

第31条 知事等は、前条第1項の申出書の提出を受けた場合において、当該申出に応じることが適当と認めるときは、委託申出者に対し、当該申出に応じて統計の作成等を行う旨及び当該統計の作成等に要する手数料の額を記載した通知書に契約書類の案文を添えて通知するものとする。この場合において、調査実施機関の担当職員は、電子申請等システムを利用して、統計課長の関連審査を受けなければならない。

2 前項の規定による通知を受けた委託申出者は、当該通知に係る統計の作成等の実施を求めるときは、契約書類に押印の上、2通とも調査実施機関に送付するものとする。

3 知事等は、前項の契約書類を受理したときは、当該契約書類に押印の上、手数料の納入通知書とともにその1通を委託申出者に送付するものとする。

4 委託申出者は、前項の契約書類及び納入通知書を受理したときは、納付期限までに手数料を納付しな

なければならない。

第32条 知事等は、委託成果物を提供する委託申出者が委託成果物を用いて行った学術研究又は教育が終了したときは、遅滞なく、当該学術研究の成果又は教育内容の概要その他の委託成果物を利用した実績に関する事項を記載した利用実績報告書を提出させなければならない。

2 知事等は、委託成果物を提供する委託申出者に、その同意を得ないで当該委託成果物を第30条第1項第5号の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供させてはならない。

3 知事等は、委託成果物を提供する委託申出者に対し、死亡その他やむを得ない理由がある場合を除き、当該委託成果物を用いて行った学術研究の成果又は教育内容を公表させるものとする。

(利用実績報告書の公表)

第33条 知事等は、前条第1項の利用実績報告書の全部又は一部をインターネットの利用その他の適切な方法により公表することができる。

第7章 雑則

第34条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

第6章 雑則

(職務に関する証票の様式)

第31条 条例第6条の知事の発行する職務に関する証票は、様式第2号によるものとする。

様式第1号(第19条関係)

表面

第 号	写 真
鳥取県鉱工業生産動態調査調査員証	
氏名	
上記の者は、鳥取県鉱工業生産動態調査調査員であることを証明する。	
任命期間	年 月 日から 年 月 日まで
年 月 日	



裏面

鳥取県統計調査条例（抜粋）

第3条 知事は調査のため、人又は法人に対して申告を命ずることができる。

第7条 調査の結果知り得た人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項についてはこれを他に漏らし又は窃用してはならない。

第8条 調査のために集められた調査票を、統計上の目的以外にこれを使用し又は使用させてはならない。

（照会及び連絡先）

様式第1号（第4条関係）

（表面）

第 号

調査に従事する職員証

氏名

写真

上記の者は、調査に従事する職員であることを証明する。

有効期限 年 月 日

年 月 日

鳥取県知事又は
その他の執行機関の長

（裏面）

鳥取県統計調査条例（抜粋）

（県統計調査の実施）

第3条 略

2 県統計調査に従事する職員は、知事等の発行する職務に関する身分を示す証明書を携帯し、当該県統計調査の実施に際しては、関係者にこれを提示しなければならない。

統計法（抜粋）

（守秘義務）

第41条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の

様式第2号（第31条関係）

表面

第 号

調査調査員証

氏名

写真

上記の者は、調査調査員であることを証明する。

任命期間 年 月 日から
年 月 日まで

年 月 日

鳥取県知事

裏面

鳥取県統計調査条例（抜粋）

第6条 調査に従事する地方公共団体の職員又は調査員は、調査資料の提供を求め、又は関係者に対し質問をすることができる。この場合には、知事の発行する職務に関する証票を示さなければならない。

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを6月以下の懲役若しくは禁錮又は10万円以下の罰金に処する。

（3）第6条の規定による調査資料を提出せず、若しくは虚偽の調査資料を提供し、又は質問に対し虚偽の陳述をした者

団体の秘密を漏らしてはならない。

(2) 第39条第1項第2号に定める情報の取扱いに従事する地方公共団体の職員又は職員であった者 当該情報を取り扱う業務

第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(2) 第41条の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者

(照会及び連絡先)

(照会及び連絡先)

様式第2号(第5条関係)

(表面)

第 号	調査立入検査証	写 真
氏名		
上記の者は、鳥取県統計調査条例第6条の規定により、立入検査をすることができる職員であることを証明する。		
有効期限	年 月 日	
年 月 日	鳥取県知事又は その他の執行機関の長	印

(裏面)

鳥取県統計調査条例(抜粋)

(立入検査等)

第6条 知事等は、その行う県統計調査の正確な報告を求めるため必要があると認めるときは、当該県統計調査の報告を求められた者に対し、その報告に関し資料の提出を求め、又は当該県統計調査に従事する職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、知事等の発行する職務に関する身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

<p>3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>(罰則)</p> <p>第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。</p> <p>(2) 第6条第1項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提供し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</p> <p>(照会及び連絡先)</p>	
--	--

(鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正)

第2条 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則(平成12年鳥取県規則第16号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(市町村等が処理する事務の範囲)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 条例別表2の項に規定する規則で定める事務は、鳥取県統計調査条例施行規則(平成12年鳥取県規則第20号)第9条の規定による調査票への記入とする。</p>	<p>(市町村等が処理する事務の範囲)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 条例別表2の項に規定する規則で定める事務は、鳥取県統計調査条例施行規則(平成12年鳥取県規則第20号)第6条の規定による調査票への記入とする。</p>

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。